

同窓会会則及び細則

明星小学校同窓会

明星小学校同窓会会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は明星小学校同窓会と称し、事務所を東京都府中市栄町1丁目1番地明星小学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を深め、小学校及び学苑の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的達成のために次のことを行う。
- (1)会員名簿の作成
 - (2)総会の開催
 - (3)その他必要な事業

第二章 会員および組織

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1)正会員 小学校の卒業生とする。途中で転退学した者が入会を希望する場合は、役員会の承認を得て、これを加える事が出来る。
 - (2)特別会員 小学校現旧教職員。
- 第5条 本会に支部を置くことができる。

第三章 名誉会長および名誉顧問

- 第6条 本会に名誉会長および名誉顧問を置く。
- 2 名誉会長には、学校法人明星学苑理事長を推戴する。
 - 3 名誉顧問には、明星小学校長を推戴する。

第四章 役員

- 第7条 本会は、正会員の中から次の役員を置く。
- (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3)会計 1名
 - (4)監事 1名
- 第8条 本会の役員は、次のように選任する。
- (1)会長は、名誉会長、名誉顧問、役員で構成する推薦委員会において推挙し、役員会の承認を得る。
 - (2)副会長及び会計、監事は、会長が推薦し役員会の承認を得る。
- 第9条 役員職務を次のように定める。
- (1)会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3)役員は本会の重要事項を審議・執行する。
- 第10条 役員任期は、2年とする。
- 2 役員は再任されることが出来る。
 - 3 役員は任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第五章 事務局および事務局員

第 11 条 小学校に事務局を置き、会務を処理する。

第六章 会 議

第 12 条 本会の会議は次の 2 種とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第 13 条 総会は、本会会員をもって構成する。

- 2 総会は役員会の要請に基づいて、会長が召集する。

第 14 条 役員会は、会長、副会長、会計、監事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長・副会長が必要と認めた場合、会長が召集しその議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を審議し決議する。
 - (1) 本会会則および運営細則
 - (2) 本会の事業に関する事項
 - (3) 収支予算および決算に関する事項
 - (4) その他重要事項
- 4 役員会の議事は出席者の過半をもって決する。但し可否同数の場合は会長がこれを決する。

第七章 会 計

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 本会の正会員は、入会時所定の終身会費を納入する。

第 17 条 本会の経費は、終身会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第 18 条 会計は事務局が処理する。

第八章 補 則

第 19 条 本会の改廃は、役員会の審議を経て総会の承認を得る。

第 20 条 会員の中で、本会の体面を汚す行為のあった者は、役員会の決議によって除名することができる。

第 21 条 卒業年次毎の会を回生と称し、第 1 回卒業生をもって 1 回生とする。

第 22 条 本会の運営に必要な細則は、役員会において審議し、総会の承認を得て決定する。

第 23 条 本会則は、平成 23 年 4 月 1 日をもってこれを施行する。

第九章 細 則

第 24 条 本会は、6 年卒業時に本会入会金として、1000 円を納入するものとする。

第 25 条 本会の運営は、本体として終身会費、寄付金その他の収入をもって行い、会費徴収しない。

但し、必要に応じ臨時会費を徴収することがある。

第 26 条 本会に入会金納入の際は、小学校同窓会会員名簿に記載される。